



デジタル分野における情報提供 の集中受付期間の実施について

公正取引委員会では、デジタル分野の実態調査を効果的に実施するため、市場の実態やデジタルプラットフォーム事業者との取引状況等について、皆様からの情報提供を受け付けています。

実態調査って何？

公正取引委員会は、デジタルプラットフォーム事業者との取引をめぐる問題等に対処するため、実態調査を実施し、独占禁止法上問題となるおそれのある行為等に関する指摘や、必要なルール整備を含む改善に向けた提言を行うなどしています。

なぜ事業者や消費者から情報を受け付けているの？

取引状況を最もよく知るのは取引する事業者やサービスを利用する消費者の皆様だからです。例えば、「突然の規約変更で取引条件が大幅に悪化した」、「デジタルプラットフォーム事業者との取引には、同社の他のサービスの利用を義務付けられる」、「他社サービスへの切替えが困難だ」など、デジタルプラットフォーム事業者が関わる取引における事例をお聞かせください。

デジタルプラットフォーム事業者って何？

情報通信技術やデータを活用して第三者にオンラインのサービスの基盤を提供する事業者をいいます。例えば、コンテンツ(映像、動画、音楽、電子書籍等)の配信や共有のサービス、予約サービス、シェアリングエコノミー・プラットフォーム、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)、クラウドサービス、IoTサービス、オンライン・ショッピング・モールなどがあります。

デジタルプラットフォーム事業者に関する 過去の実態調査事例

デジタル分野における
公正取引委員会の取組
はこちら



ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査

(令和5年9月公表)



本実態調査での指摘を受け、デジタルプラットフォーム事業者は、取引先事業者との契約見直しを順次実行に移すと声明を出しました！

オンラインモール・アプリストアに関する実態調査

(令和元年10月公表)

本実態調査の提言も踏まえ、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律(通称:透明化法)」が制定されました！



情報提供先はこちら



デジタル分野 情報提供 公取委

検索

お問い合わせ先:公正取引委員会デジタル市場企画調査室